

岩手県営建設工事請負契約書例文（別記）の一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、第34条（債務負担行為に係る契約にあっては、債務負担行為に係る契約の特則（以下この項において「特則」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び債務負担行為に係る契約にあっては、特則第3条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、第53条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第46条又は第47条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～9 [略]</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、<u>年5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、第34条（債務負担行為に係る契約にあっては、債務負担行為に係る契約の特則（以下この項において「特則」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び債務負担行為に係る契約にあっては、特則第3条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、第53条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第46条又は第47条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～9 [略]</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.6パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>6 [略]</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第53条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p>
備考	改正部分は、下線の部分である。

附 則

令和2年4月1日以降に締結される契約について適用する。